質問第三号

犯罪をした者等に対する口座開設制限に関する質問主意書

出 者 田

嶋

提

要

## 犯罪をした者等に対する口座開設制限に関する質問主意書

決にお する一員となることを支援することにより、 多くが安定した職業に就くことができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあるこ からの預金取引の申込みに対し、 ることが必要であるとして、 とを踏まえ、 いて、 「再犯の防止等の推進に関する法律 犯罪をした者等が、 銀行業務の公共性に鑑み、 国等の責務が明記された。また、 原則としてこれを承諾すべき義務がある旨判示されている。 社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成 銀行の預金取引については契約自由 犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにす (平成二十八年法律第百四号)」において、 司法からは、 大阪高裁平成十年十二月九日判 の原則は 制限され、 犯罪をした者等の 銀行 は顧客

いる旨、 方、 各金融機関では、 保護司、 協力雇用主等の刑務所出所者等の支援に従事されている方からの事例報告が出てきてい 暴力団員ではない者についても、 口座開設の制限をしており就労の妨げになって

そこで、犯罪をした者等に対する口座開設制限について質問する。

る。

政府は、 金融機関に対して、 犯罪をした者等の口座開設を制限することについて、法令、 行政規則、 通

達・通知等その他何らかの方法により、監督又は指導等しているか。

監督や指導等をしている場合には、その内容はどのようなものか。①制限の対象 (暴力団員に限るの

か か、 、③対象に該当するか否かの確認方法 それ以外の者も含むのか。含むとすればどのような者か)、②期間 (各金融機関共通のデータベースがあるのか、 (いつからいつまで制限をするの どのような方法

で犯罪をした者等であることの情報を収集しているのか、 収集した情報を時の経過により適宜削除 更新

しているのか、 警察組織から情報を得ているのか等) について示されたい。

政府は、 金融機関に対して、 犯罪をした者等の口座開設を制限してはならない旨、 監督や指導等をして

いるか。

監督や指導等をしている場合には、その内容はどのようなものか。

していない場合には、 前記法の趣旨に鑑み、 金融機関等に対して監督や指導等がされるべきと考える

が、政府がこれをしていない理由を示されたい。

右質問する。